

(趣旨)

第1条 この規則は、高鍋町災害危険区域に関する条例(令和5年条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公示の方法)

第2条 条例第3条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項の規定により町長が指定する区域
- (2) 条例第3条第2項の図書(前号の区域の境界及び第4条の災害危険設定水位を表示した図面(縮尺2,500分の1以上のものに限る。))の縦覧場所

(建築の認定の申請)

第3条 条例第4条第1項の町長の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認のための申請書を提出する前に、高鍋町災害危険区域内建築物認定申請書(様式第1号)に次に掲げる図面及び図書を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 基礎地盤面の高さ及び次条の災害危険設定水位を表示した配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) 敷地の断面図
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める図面又は図書

2 町長は、前項の規定により申請された建築物が条例第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは高鍋町災害危険区域内建築物認定通知書(様式第2号)により、該当しないと認めたときは高鍋町災害危険区域内建築物不認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(災害危険設定水位)

第4条 条例第4条第1項第1号の規則で定める災害危険設定水位は、あらかじめ設定した規模の出水に対して家屋の浸水を軽減することができる高さとして、東京湾中等潮位を基準に町長が定める。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

高鍋町災害危険区域内建築物認定申請書

高鍋町長 殿

申請者 住所

氏名

高鍋町災害危険区域に関する条例第4条第1項第(1・2・3)号に該当する建築物を建築したいので、高鍋町災害危険区域に関する条例施行規則第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 基礎地盤面の高さ
- 4 構造種別
- 5 工事の種別

*次に掲げる図面及び書面を添付してください。

- (1) 付近見取図
- (2) 基礎地盤面の高さ及び災害危険設定水位を表示した配置図
- (3) 平面図
- (4) 立面図
- (5) 敷地の断面図
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

高鍋町災害危険区域内建築物認定通知書

様

高鍋町長

年 月 日付けで申請のあった建築物については、次のとおり認定しましたので、高鍋町災害危険区域に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

- 1 所在地
- 2 建築物の種類
- 3 基礎地盤面の高さ
- 4 構造種別
- 5 工事の種別

様式第3号(第3条関係)

文 書 番 号
年 月 日

高鍋町災害危険区域内建築物不認定通知書

様

高鍋町長

年 月 日付けで申請のあった建築物については、次の理由により不認定とすることとしましたので、高鍋町災害危険区域に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

理 由

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高鍋町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高鍋町（訴訟において高鍋町を代表する者は高鍋町長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。